	れた立体交差化計画又は同条第六項の規定により作成された
て適切な工事実施計画を有する者であること。	十一項において準用する場合を含む。)の規定により提出さ
一 特定連続立体交差化工事に関し、立体交差化計画に照らし	一 特定連続立体交差化工事に関し、法第四条第一項(同条第
る。	る。
第六条 法第九条第一項の政令で定める要件は、次のとおりとす	第六条 法第九条第一項の政令で定める要件は、次のとおりとす
(立体交差化工事施行者の要件)	(立体交差化工事施行者の要件)
れはならない。	
画又は当該歩行者等立体横断施設整備計画の写しを送付しなけ	なければならない。
滞なく、地方運輸局長に当該立体交差化計画、当該構造改良計	滞なく、地方運輸局長に当該立体交差化計画等の写しを送付し
又は歩行者等立体横断施設整備計画の提出を受けたときは、遅	。) の規定により立体交差化計画等の提出を受けたときは、遅
。)第四条第七項の規定により立体交差化計画、構造改良計画	。)第四条第十項(同条第十一項において準用する場合を含む
第一条 都道府県知事は、踏切道改良促進法(以下「法」という	第一条 都道府県知事は、踏切道改良促進法(以下「法」という
(立体交差化計画等の写しの送付)	(立体交差化計画等の写しの送付)
3 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	111
(第一条関係) (傍線部分は改正部分)	○ 踏切道改良促進法施行令(昭和三十七年政令第三百二号)(第

二・三 (略)

(略)

、その変更後のもの)に照らして適切な工事実施計画を有す立体交差化計画(当該立体交差化計画の変更があつたときは

かさどる。	法第四条第一項に規定する立体交差化計画等に関する事務をつる踏切道の指定(保安設備の整備に係るものを除く。)及び同法(昭和三十六年法律第百九十五号)第三条第一項の規定によ	のほか、平成二十八年三月三十一日までの間、踏切道改良促進第十七条 道路局道路交通管理課は、第百八条各号に掲げる事務(道路局道路交通管理課の所掌事務の特例)	附則	改正案
かさどる。 改良計画及び歩行者等立体横断施設整備計画に関する事務をつ	同法第四条第一項及び第五項に規定する立体交差化計画、構造る踏切道の指定(保安設備の整備に係るものを除く。)並びに法(昭和三十六年法律第百九十五号)第三条第一項の規定によ	のほか、平成二十三年三月三十一日までの間、踏切道改良促進第十七条(道路局道路交通管理課は、第百八条各号に掲げる事務(道路局道路交通管理課の所掌事務の特例)	附則	現